２．割引率
　割引率は100パーセントとし、実験区間及び別添に定める区間の通行料金に適用する。
　ただし、実験区間と実験区間以外の区間（以下「有料区間」という。）を連続して通行する場合（別添に定める区間を通行する場合を除く）は、有料区間のみを通行する場合の料金を本割引の割引後料金とし、割引後料金の算出に当たって用いるキロ程は、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間別添３のとおりとする。
３．実施する期間
　平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。
４．適用区間

中央自動車道富士吉田線の大月ジャンクションから河口湖インターチェンジまでの区間。
中部横断自動車道の双葉ジャンクションから増穂インターチェンジまでの区間。
近畿自動車道伊勢線の津インターチェンジから伊勢インターチェンジまでの区間。
近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジまでの区間。
一般国道１号（新湘南バイパス）の全区間。
一般国道１号（西湘バイパス）の全区間。
一般国道138号（東富士五湖道路）の全区間。

５．割引相互間の適用関係
　実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、高速国道との連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
　なお、本割引を受ける自動車に通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引の割引後料金を適用する。

中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジと都留インターチェンジ又は河口湖インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間。

「一般国道16号（八王子バイパス）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」
１．割引をする自動車
　一般国道16号（八王子バイパス）を通行する全自動車。
２．割引率
　割引率は100パーセントとし、一般国道16号（八王子バイパス）の通行料金に適用する。
３．実施する期間
　平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。
「一般国道139号（西富士道路）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」
１．割引をする自動車
　一般国道139号（西富士道路）を通行する全自動車。
２．割引率
　割引率は100パーセントとし、一般国道139号（西富士道路）の通行料金に適用する。
３．実施する期間
　平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。
「一般国道１号（箱根新道）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」
１．割引をする自動車
　一般国道１号（箱根新道）を通行する全自動車。
２．割引率
　割引率は100パーセントとし、一般国道１号（箱根新道）の通行料金に適用する。
３．実施する期間
　平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。
「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」
１．割引をする自動車
　一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））を通行する全自動車。
２．割引率
　割引率は100パーセントとし、一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））の通行料金に適用する。
３．実施する期間
　平成22年６月28日から平成23年３月31日まで。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

　平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。
　平成 22 年６月 25 日
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑶に次のとおり加える。
近畿自動車道敦賀線等における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引
　イ　割引をする自動車
　　ニに定める適用区間（以下「実験区間」という。）の一部又は全部を通行する全自動車。
　　ただし、山陽自動車道吹田山口線の岡山ジャンクションから岡山総社インターチェンジまでの区間及び中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジから北房ジャンクションまでの区間の全部を通行する場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める日まで、次表に定めるインターチェンジ相互間を通行する全自動車に限る。

中国縦貫自動車道の加西インターチェンジから高田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は中国横断自動車道岡山米子線の久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジと山陽自動車道吹田山口線の岡山インターチェンジから倉敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は早島インターチェンジ、四国縦貫自動車道の各インターチェンジ、四国横断自動車道阿南四万十線の高松東インターチェンジ又は高松西インターチェンジから須崎東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、今治小松道路の各インターチェンジ又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）の各インターチェンジ（ただし、山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る）相互間。
中国縦貫自動車道の加西インターチェンジから落合インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は中国横断自動車道岡山米子線の久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジと山陽自動車道吹田山口線の玉島インターチェンジから広島東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ相互間。